

認可地縁団体立ち上げまでの流れ

① 認可地縁団体の説明（総会等において）

- 認可地縁団体についての説明
 - 入会申込書についての説明
 - ・市へ申請する際に、区域内住民（子供から高齢者まで）の会員名簿が必要になるため、入会申込書への署名のお願いをする。
- ※住民の方にきちんと理解してもらうことが大切なので、総会等に欠席した方にも十分周知してください。



② 会員名簿の作成

- 各世帯に入会申込書を配布し、署名をお願いする。
- ※区域内住民の8割以上の方の入会が必要なので、できるだけ各世帯子供から大人までの署名をいただく。
- 各世帯の入会申込書をまとめ、会員名簿を作成する。



③ 規約の作成

- 「認可地縁団体の手引き」記載の規約例を参考に規約を作成する。



④ 認可地縁団体の設立総会

- 認可申請の申請内容の議決をし（以下の4点）、承認いただく。
 - ・規約の確定について
 - ・会員の確定について
 - ・資産の確定について（申請時点で保有（予定）の資産がなくても申請可能です）
 - ・申請者を代表者（自治会長）にすることについて



⑤ 他の申請書類

- 「認可地縁団体の手引き」の記入例等を参考に以下の申請書類を作成する。
 - ・認可申請書
 - ・総会の議事録
 - ・承諾書



⑥ 書類一式を市役所に提出

- 市民まちづくり支援課に書類一式を提出する。



⑦ 認可・告示

- 市民まちづくり支援課で書類の審査をし認可。その後告示される。
- 告示後、市から認可通知が代表者宛に送付される。



認可地縁団体設立